

足立区公衆喫煙所設置費等助成要綱実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、足立区公衆喫煙所設置費等助成要綱(8足地調発第873号 令和8年5月15日 区長決定。以下「要綱」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(維持管理経費助成対象細目)

第2条 要綱の別表第2の維持管理経費の項に規定する助成対象経費及び金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 空気清浄機の賃借料及び保守料については、公衆喫煙所内に設置した空気清浄機の賃借料及び保守料に係る経費(例 空気清浄機のリース代、フィルタ交換代、修繕費)

(2) 電気代 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める経費

ア 電気メーター等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る電気代

イ 電気メーター等から個別に算出できない場合 店舗全体の電気代に店舗全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

(3) 火災保険料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める経費

ア 喫煙所に係る部分のみを補償対象とする火災保険の場合 当該保険料

イ 喫煙所を含む店舗全体を補償対象とする火災保険の場合であって、喫煙所に係る部分とその他の部分の保険料の区分が明確なとき 当該保険料の喫煙所に係る部分の額

(4) 清掃・ごみ処理委託費 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める経費

ア 店舗全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれている場合 公衆喫煙所の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる費用(例 喫煙所の清掃にかかる洗剤、スポンジ等の購入費)

イ 店舗全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれていない場合であって、公衆喫煙所を含む店舗の清掃を清掃業者等に委託しているとき 店舗全体の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる費用の額に店舗全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

ウ 従業員が店舗全体の清掃活動の一環として公衆喫煙所の清掃を行う場合 公衆喫煙所の清掃にかかる洗剤、スポンジ等の購入費等、公衆喫煙所清掃に使用した消耗品の購入に要した金額

(5) 賃料 次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 土地の賃借料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 契約書等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る賃借料

(イ) 契約書等から個別に算出できない場合 土地全体の賃借料の額に土地全体の面積に占める店舗の面積の割合を乗じて得た額に、店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積を乗じて得た額

イ 店舗等建物の賃借料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 契約書等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る賃借料

(イ) 契約書等から個別に算出できない場合 店舗全体の賃借料の額に店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

(6) その他 上記以外で、公衆喫煙所の維持管理に必要な経費（事前に相談をし、区長が必要と認めたものに限る。）

付 則（8足地調発第873号 令和8年5月15日 足立区長決定）

この細目は、令和8年7月1日から施行する。